

衆議院内閣委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 19 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第 30 号）

- ・松村国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志、れ新）
- ・富樫博之君外 5 名（自民、立憲、維教、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、太
栄志君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志、れ新）
（質疑者）中川郁子君（自民）、庄子賢一君（公明）、浅野哲君（国民）、逢坂誠二君（立憲）、山岸一生
君（立憲）、住吉寛紀君（維教）、緒方林太郎君（有志）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

中川郁子君（自民）

- （1） 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）改正の背景及び目的
- （2） ハーフライフル銃の規制強化に伴う特例措置の内容
- （3） 猟銃所持許可を受けている者の人数及び年齢構成
- （4） クマ類の指定管理鳥獣への指定による効果
- （5） 市街地におけるクマ類駆除の猟銃使用に対する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法
律（以下「鳥獣保護管理法」という。）及び銃刀法の適用の在り方

庄子賢一君（公明）

- （1） 銃砲等の所持禁止違反における目的の認定基準
- （2） 拳銃等や猟銃に当たらない自作銃砲に対する一般的な所持禁止違反の量刑が軽い理由
- （3） 重大な違法行為から 10 年を経過しているものの猟銃所持について不適格である者への対応
- （4） インターネット上の重要犯罪密接関連情報についての課題認識及び今後の対応
- （5） ハーフライフル銃の規制強化と有害鳥獣対策の両立の在り方

浅野哲君（国民）

- （1） 市街地におけるクマ類駆除の猟銃使用に対する発射罪の適用基準の整理及び周知徹底の必要性
- （2） インターネット上の未削除の重要犯罪密接関連情報及び海外の発信者への対応
- （3） 銃刀法の適用外の武器についての情報収集及び規制の検討の在り方
- （4） 火薬等の販売事業者に対する不審情報の通報等の協力要請における実効性及び課題認識
- （5） 有害鳥獣駆除におけるドローンの活用状況及び今後の見通し

逢坂誠二君（立憲）

- （1） クマ類による被害状況、被害増加の原因及び対策
- （2） 狩猟免許所持者（ハンター）の確保に向けた国の対策及び地方公共団体に対する財政支援
- （3） 本法律案
ア 銃刀法改正の目的

- イ ハーフライフル銃の規制強化に対する関係団体の要望及び政府の対応
- ウ 銃の適正管理とクマ類による被害防止との両立の在り方

山岸一生君（立憲）

- (1) 本法律案
 - ア 表現の自由との関係
 - イ 主たる対象行為がインターネット上の発信等であることの確認
 - ウ 解釈・運用に関する基準を明確化する必要性
 - エ 拳銃等の譲渡等及び爆発物・銃砲等の製造に関するインターネット・ホットラインセンターへの通報事例並びに通報を端緒に検挙した事例
- (2) 選挙運動等における警護の運用状況

住吉寛紀君（維教）

本法律案

- ア ハーフライフル銃の規制強化の考え方及び猟銃所持者に対する指導の在り方
- イ ハンターによる猟銃の使用に対する規制緩和の必要性
- ウ 電磁石銃の所持が違法になることの周知
- エ 今後新たな技術を活用した銃を把握した場合の対応
- オ インターネット等での拳銃等の所持罪に当たる行為等のあおり、唆し

緒方林太郎君（有志）

本法律案

- ア 拳銃の定義を規定する必要性
- イ 海外サイトで発信された銃の製造方法等に関する違法な情報の取締り
- ウ 所持許可の審査のために提出を求める診断書の作成主体にかかりつけ医を追加したことの妥当性
- エ 拳銃等以外の銃の所持の目的により罰則が異なることの妥当性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 本法律案
 - ア 銃の保管委託を推進する必要性
 - イ 弾薬の管理の在り方
- (2) 交番、駐在所の設置状況及び人員配置